

北名古屋市障害者計画
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画
【概要版】



平成30年3月
北名古屋市

1. 計画策定の背景及び趣旨

障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」の改定時に当たり、第4期（2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度）計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価するとともに、国の基本指針の内容等、関係する指針や調査結果を踏まえて、第5期（2018（平成 30）年度～2020 年度）計画を策定します。

障害者基本法に基づく「障害者計画」については、前述の障害福祉計画とともに、国の第4次障害者基本計画（2018（平成 30）年度～2022 年度）の内容を踏まえて、改定を行います。

さらに、児童福祉法の一部改正により、「障害児福祉計画」を定めるものとされていることから、「障害福祉計画」と一体的に策定します。

これらの計画策定に当たり、2016（平成 28）年4月から施行された「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消に関する法律）」の目指す、障害者も障害者でない人も、お互いを認め合いながら、共に協力して暮らせる社会を目指していくことを計画に反映させていきます。

○障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画について

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条)	児童福祉法 (第 33 条の 20)
基本的な考え方	国の障害者基本計画 (第 4 次計画 2018 (平成 30) 年度～2022 年度) の内容を踏まえて改定	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第 4 期（2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度）計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し	障害を有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築

2. 計画の期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の期間（2018（平成 30）年度から 2020 年度）の3年間とします。

3. 計画課題

計画に関わる国の動向とともに、2017（平成 29）年度の目標値の進捗状況や第4期計画期間（2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度）における障害福祉サービス等の実績、また、障害を有する人へのアンケート調査や当事者及び家族の代表者、市内施設の代表者を対象としたヒアリング調査結果等を踏まえ、第5期における計画課題を設定します。

【計画課題】

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ①第5期障害福祉計画における新たな目標設定等 | ④雇用の拡大と支援体制の充実等 |
| ②障害を有する児童支援の体制の整備等 | ⑤移動支援体制の整備・充実 |
| ③情報提供・相談支援の充実 | ⑥福祉人材の養成・確保 |

4. 計画の基本理念・基本目標

本計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の基本的な考えのもと、障害者基本法の基本原則である「地域社会における共生等」にのっとり、障害の有無により分け隔てられることなく、市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う『共生する地域社会の実現』を基本理念に、2016（平成28）年4月1日から施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定められた障害者差別解消法に具体的に示されているように、障害者基本法の基本原則である『差別の禁止』を基本原則として設定した前計画から基本理念・基本原則を継承します。

さらに、基本理念・基本原則の実現に向けて、市として大切にしている考え方として『ナチュラルサポート（人々の交流から生まれる自然なサポート）』についても前計画から継承します。

【 計 画 の 基 本 理 念 】

『共生する地域社会の実現』

障害の有無によって分け隔てられることなく、
市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う

【 計 画 の 基 本 原 則 】

『差別の禁止』

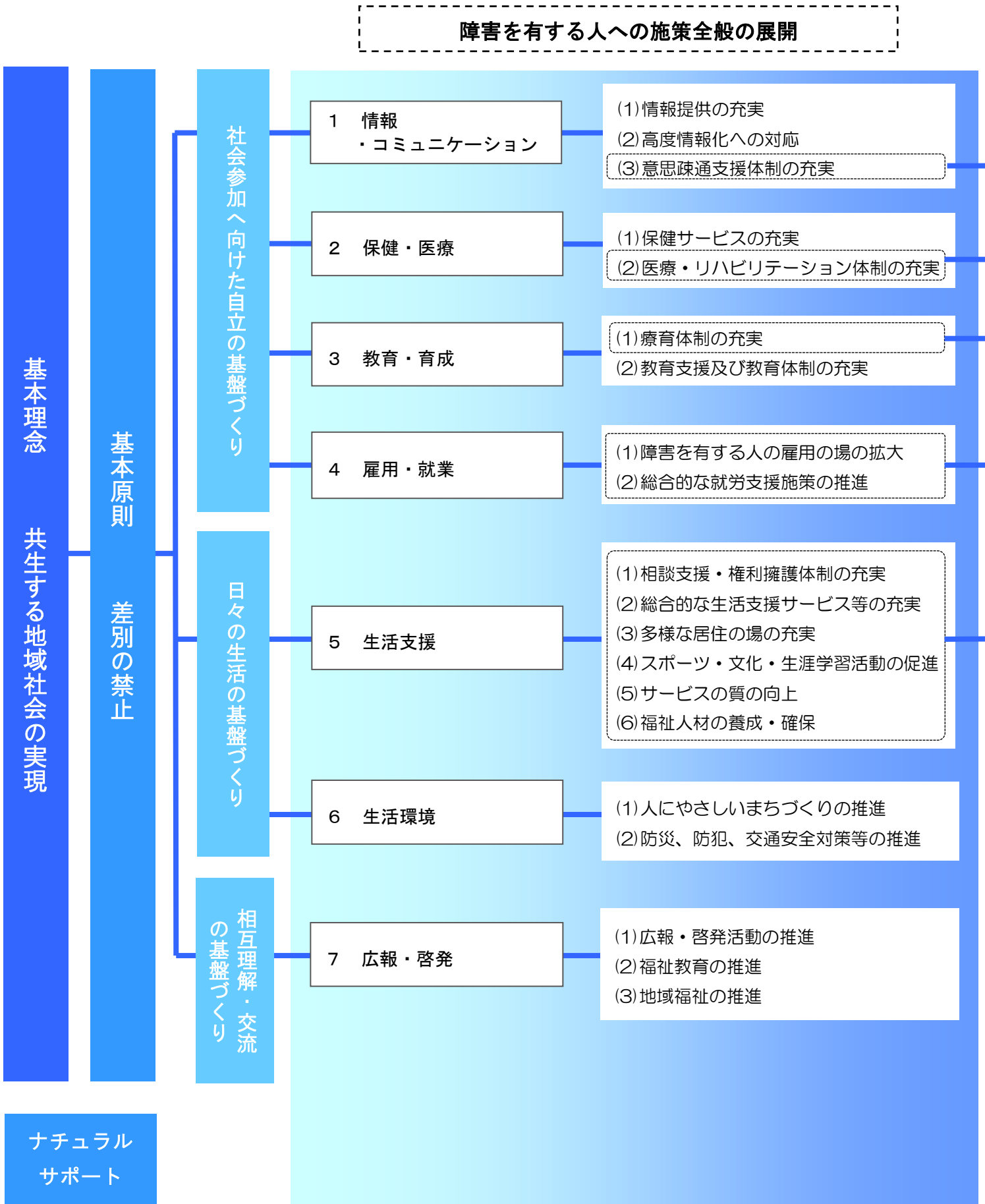
障害を有する人に対して、障害を理由とした差別による
権利利益の侵害等の社会的障壁の除去

【基本理念・基本原則の実現に向けて、大切にしている考え方】

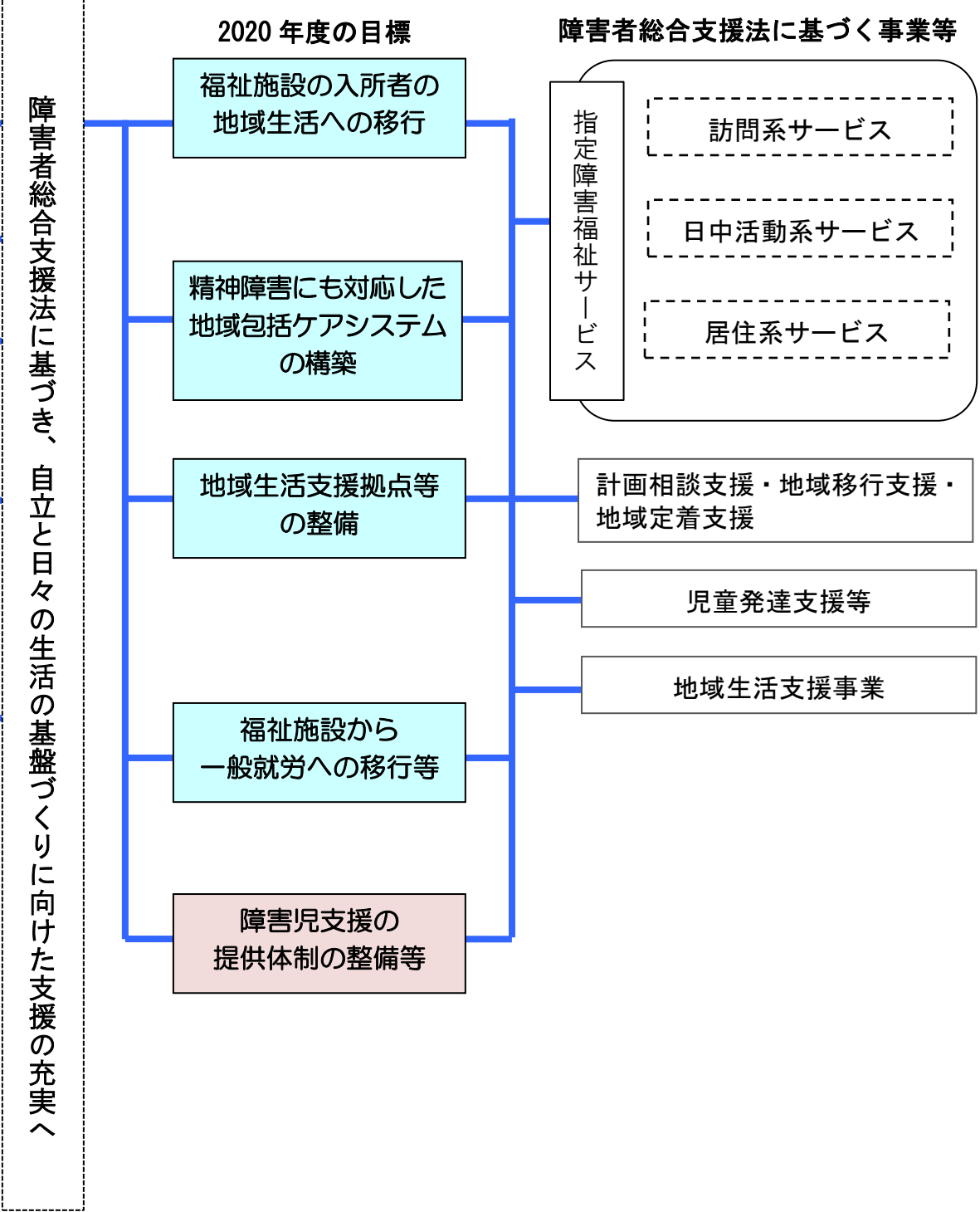
ナチュラルサポート （人々の交流から生まれる自然なサポート）

本市は、共生社会の実現と差別の禁止に向けて、障害を有する人の就労継続を支援する際などに用いられる『ナチュラルサポート』の考え方を取り入れ、障害を有する人を含めた人々の交流から生まれる自然なサポートをあらゆる場面において大切にします。

5. 計画の施策体系



サービス提供体制の確保に関する目標等の設定



6. 障害を有する人への施策全般の展開

(1) 情報・コミュニケーション

- ◆ 福祉や生活支援の制度やサービス等に関する情報について、当事者の視点で分かりやすい方法での提供、見やすい内容への工夫・改善に努め、より多くの人に情報提供できるように配慮していきます。
- ◆ 障害を有する人のパソコン・インターネット利用の支援をはじめ、情報収集やコミュニケーションの幅を広げるような取組の充実を引き続き実施します。
- ◆ 意思疎通支援に関わる事業を継続実施するとともに、情報伝達支援のための機器等の活用促進を図ります。

(2) 保健・医療

- ◆ 疾病の予防と早期発見、性別や年齢、障害の状態に応じた健康診査等による健康管理を支援する取組の充実、心の健康づくりとしての精神保健対策を推進します。
- ◆ 市内外の医療関係機関の連携のもとで、地域医療・リハビリテーション体制のさらなる充実を図っていきます。

(3) 教育・育成

- ◆ 関係機関のさらなる連携強化のもと、障害を有する児童がライフステージを通じて一貫した療育を受けられるよう療育体制の構築を図り、基本的な生活習慣の形成や健全な発達の促進と保護者への支援、早期療育体制の充実を進めていきます。
- ◆ 障害の有無に関わらずともに教育を受けられるようなインクルーシブ教育システムの構築に向けて、基礎的な環境整備の充実と合理的配慮を行います。

(4) 雇用・就業

- ◆ 障害を有する人の雇用の拡大に向けて、企業や関係機関、事業所の連携による雇用の啓発とともに、各種助成金制度の周知、雇用の場における合理的配慮の必要性の周知に努めます。
- ◆ 関係機関の連携・協力のもと、事業主・障害を有する人双方の不安を緩和して、就労促進と継続雇用につながるような支援の充実を図ります。
- ◆ 優先調達に関する基本方針等に基づき、福祉的就労・生産活動の場の利用者により高い収益を還元でき、事業を継続していけるような取組の検討をします。



つじぼん つじぶう
市民協働マスコット 北名古屋家のツツジきょうだい

(5) 生活支援

- ◆ 相談支援の窓口に関する周知徹底を図るとともに、相談支援に求められる役割・機能の拡大にあわせた体制強化を図ります。
- ◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、居住の手続き支援（保証人等）等、権利擁護のための制度・事業と福祉サービスの利用支援を組み合わせた相談支援の充実を図ります。
- ◆ 家庭内や外出時の緊急通報に関する支援、医療費助成や各種手当等との経済的な自立支援、日中活動の場の充実を含めて、総合的な生活支援サービス等の充実を進めます。
- ◆ 施設に入所している人の地域生活への移行と定着を促進します。
- ◆ 自宅や自宅以外の民間賃貸住宅、グループホーム等、本人の希望や障害の程度、家庭環境等に応じて、住まいを選択できるよう、多様な居住の場の充実を図ります。
- ◆ スポーツや文化活動、生涯学習活動が持つ楽しみ、人間関係を広げる等の役割を踏まえて、身近な地域の中でスポーツや活動を始める（又は継続する）きっかけや環境の提供をします。
- ◆ スポーツ・文化サークルの立ち上げ、スポーツ指導員やともに楽しむボランティアの確保、移動支援等、活動が地域に定着していくための総合的な支援に努めます。
- ◆ 市、福祉施設及び当事者団体等関係機関が障害者支援協議会等を通じて連携し、各事業所におけるサービスの質を高める取組の促進をします。
- ◆ 相談窓口等に看護師、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士等の専門職を配置し、専門性の高い相談等への対応に努めます。
- ◆ 専門職だけでなく、当事者によるピアサポートやボランティア等幅広い福祉人材を確保し、福祉に携わる人材のすそ野を拡大していきます。

(6) 生活環境

- ◆ 国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、障害を有する人等の視点に立ったまちづくりの推進をします。
- ◆ 身近な地域における避難支援の体制づくりや福祉避難所の確保をしていきます。
- ◆ 犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策、さらには悪徳商法等消費者トラブルから守る取組等、障害を有する人の安全・安心のための総合的な対策に努めます。

(7) 広報・啓発

- ◆ さまざまな機会を通じて、市民の理解促進を図るほか、当事者自身や障害者団体が啓発活動に関わる中で、相互が触れあう機会（交流・行事等）を充実します。
- ◆ 障害者差別解消法の施行を踏まえて、差別解消に向けた取組等を協議する組織の立ち上げの検討をします。
- ◆ 学校や地域の中で子ども同士が交流する機会や体験を通じて福祉や障害について学ぶ場の充実とともに、保護者や地域住民の参加による「福祉教育」の充実を図ります。
- ◆ 「北名古屋市地域福祉計画第3期計画」に基づき、一人ひとりが福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、そして市が協働するような取組の推進をします。

7. サービス提供体制の確保に関する目標等の設定

(1) 2020年度の目標値

事 項	目標値	
◆福祉施設の入所者の地域生活への移行		
①2020年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す人の数の合計	16人	[2016(平成28)年度末入所者の26.7%移行]
②福祉施設入所者増減人数	2人	[2016(平成28)年度末入所者の3.3%削減]
◆精神障害にも対応した地域包括システムの構築		
保健・医療・福祉関係者による協議の場	圏域で設置	
地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	16人	(65歳以上:7人) (65歳未満:9人)
◆地域生活支援拠点等の整備		
地域生活支援拠点等	市内または圏域に1か所	
◆福祉施設から一般就労への移行等		
①2020年度中において福祉施設を退所し、一般就労する人の数	6人	[2016(平成28)年度実績より1.5倍]
②2020年度末における就労移行支援事業の利用者数	10人	[2016(平成28)年度実績より25.0%増加]
③就労定着支援1年後の定着率	80%	
◆障害児支援の提供体制の整備等		
①児童発達支援センター	圏域に1か所	
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築	
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	圏域に1か所	
④2018(平成30)年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域で設置	

(2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国における障害福祉計画策定基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

第4期の実績等を踏まえて、2020年度の目標値を設定した上で、ニーズに応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実を図り、基本理念の実現を目指します。

北名古屋市障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画【概要版】

発 行：北名古屋市

発行年月：2018(平成30)年3月

企画編集：北名古屋市 福祉部 社会福祉課

〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地